

平成18年6月14日（水曜日）

議 事 日 程

平成18年6月14日 午前9時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 舟橋村国民保護対策本部及び舟橋村緊急処理事態対策本部条例制定の件
- 日程第4 議案第2号 舟橋村国民保護協議会条例制定の件
- 日程第5 議案第3号 舟橋村障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例制定の件
- 日程第6 議案第4号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件
- 日程第7 議案第5号 舟橋村の議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求める件
- 日程第9 議案第7号 平成18年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第8号 平成18年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第9号 平成18年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第10号 平成18年度舟橋村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 報告第1号 平成17年度舟橋村繰越明許費繰越計算書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

- 1番 竹 島 貴 行 君
2番 前 原 英 石 君
3番 三 鍋 芳 男 君

4 番 嶋 田 富 士 夫 君
5 番 竹 島 ユ リ 子 君
6 番 中 田 文 夫 君
7 番 吉 田 清 君
8 番 堀 田 一 俊 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 金 森 勝 雄 君
収 入 役 田 鍋 司 君
教 育 長 塩 原 勝 君
総 務 課 長 古 越 邦 男 君
生 活 環 境 課 長 高 畠 宗 明 君
出 納 室 長 笠 田 恵 雄 君
代 表 監 査 委 員 平 野 正 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 吉 田 昭 博

午前 9時10分 開会

開 会 の 宣 告

議長(中田文夫君) ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成18年6月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長(中田文夫君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 三 鍋 芳 男 君

4番 嶋 田 富士夫 君

を指名します。

会 期 の 決 定

議長(中田文夫君) 日程第2 会期決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの2日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中田文夫君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日審議終了までとすることに決定しました。

議 案 第 1 号 から 報 告 第 1 号 まで

議長(中田文夫君) 日程第3 議案第1号 舟橋村国民保護対策本部及び舟橋村緊急対処事態対策本部条例制定の件、日程第4 議案第2号 舟橋村国民保護協議会条例制定の件、日程第5 議案第3号 舟橋村障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例制定の件、日程第6 議案第4号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件、日程第7 議案第5号 舟橋村の議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する

条例一部改正の件、日程第 8 議案第 6 号 専決処分の承認を求める件、日程第 9 議案第 7 号 平成 18 年度舟橋村一般会計補正予算（第 1 号）、日程第 10 議案第 8 号 平成 18 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 11 議案第 9 号 平成 18 年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 12 議案第 10 号 平成 18 年度舟橋村老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 13 報告第 1 号 平成 17 年度舟橋村繰越明許費繰越計算書についてまで 11 案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第 3 議案第 1 号から日程第 13 報告第 1 号まで 11 案件の提案理由の説明を求めることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

（提案理由の説明）

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日、平成 18 年 6 月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用の中、出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

国の政局も小泉首相の後継者選びが早くも渦中となりつつある一方、今通常国会は、提案されております重要法案の「教育基本法改正案」「国民投票法案」などが審議未了、いわゆる継続審議法案となる状況のもとに、会期末の 6 月 18 日を迎えようとしております。

私見ではありますが、何か小泉首相には 5 年間の重職の疲れか、緊張感が欠落し、政府の懸案政策は、次期首相の仕事といった幾ばくかの責任逃れが見受けられるように思うのであります。

その一例といたしまして、6 月中に策定されることになっておりました「骨太の方針」が、経済財政諮問会議での調整が難航し、7 月に延びたこともその要因でないかと推察するものであります。

さて、小泉内閣のもとで推進してきました三位一体改革の前期が、今年度で終息した

ところでございますけれども、平成19年度から始まる後期方針の策定をめぐり、政府内では財政再建を急ぐため、歳入歳出一体改革、いわゆるさらなる地方の歳出抑制、地方交付税制度も、人口、面積を主体とした見直しは、実質には交付税を削減する論が浮上、さらに竹中総務相とも改革路線をめぐるすれ違いが表面化するなど、我々地方自治体を取り巻く財政環境は、一段と厳しさを増すことが予測され、地方には危機感が広まってまいったのであります。

この状況から、全国知事会など地方6団体が結束し、去る5月31日、地方交付税の削減反対、国から地方への税源移譲などを求める「地方自治危機突破総決起集会」が都内で開催されまして、私は県内町村の構成メンバーの一員といたしまして出席いたしました。

大会終了後、地方6団体の地方分権の推進に関する意見「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」と題し、地方財政自立のため、7つの提言にまとめた小冊子をもって地元選出国會議員に対し、決議の実現方について要請活動を行ったのであります。

私は、国の地方分権施策の推進に留意いたしまして、今後とも予算の執行に当たりましては、「最少の経費で最大の効果」を上げることがモットーに、一層の健全財政維持に努めてまいる所存でございます。

それでは、本日提案いたしました案件につきまして御説明を申し上げます。

議案第1号 舟橋村国民保護対策本部及び舟橋村緊急対処事態対策本部条例制定の件、議案第2号 舟橋村国民保護協議会条例制定の件につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき、新たに条例を制定するものでございます。

議案第3号 舟橋村障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例制定の件につきましては、障害者自立支援法の改正に基づき、条例を制定するものでございます。

議案第4号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件につきましては、人事院規則の一部改正に基づき、所要の改正を図るものでございます。

議案第5号 舟橋村の議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件につきましては、前議案第3号の障害程度区分審査会委員報酬分を追加するための一部改正を行うものであります。

議案第6号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、予算案1件、条例案件3件をそれぞれ専決処分いたしましたので、同

条第3項により承認を求めるものであります。

議案第7号 平成18年度舟橋村一般会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,207万6,000円を追加し、予算の総額を11億9,819万7,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、市町村総合事務組合特別負担金492万3,000円、障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害者の福祉サービス提供主体が市町村に一元化されたことに伴う費用252万4,000円、国民年金法、地方税法改正に伴う事務システム改修費用331万4,000円、総合的ながん対策を推進するため、設立されるPETセンター出資金100万円等であります。

これに要する財源といたしましては、国県支出金209万5,000円、繰入金105万2,000円、繰越金892万9,000円を充てております。

議案第8号 平成18年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ249万6,000円を追加し、予算の総額を1億3,160万3,000円とするものであります。

今回、医療制度改革の一環として国民健康保険法が改正され、国民健康保険税システム改修費249万6,000円の補正が必要となりましたので、繰越金をもって充当するものであります。

議案第9号 平成18年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ733万3,000円を追加し、予算総額を5,693万1,000円とするものであります。

今回の補正は、先般の水源地への落雷による補修費65万9,000円、東芦原地内団地造成事業に伴う給水管布設事業667万4,000円であります。これに要する財源は、前年度繰越金65万9,000円、受託事業収入667万4,000円を充当するものであります。

議案第10号 平成18年度舟橋村老人保健事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ539万円を追加し、予算の総額を1億6,804万6,000円とするものであります。

今回の補正は、17年度事業費精査による支払基金、国庫及び県費負担金返還金433万8,000円、一般会計への繰出金105万2,000円であります。これに要する財源として、繰越金を充当するものであります。

報告第1号 平成17年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件につきましては、一般会計で6,119万5,000円明許繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単に提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（中田文夫君） 提案理由の説明が終わりました。

散 会 の 宣 告

議長（中田文夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 9時25分 散会